

70 歳以上の方

限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関へ保険証と一緒に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示されま
すと、入院時に支払う医療費(一部負担金)と食費が、下表の金額になります。

～有効期限は、申請月の初日から 7 月 31 日までとなります。

尚、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付され
ましたら直ちに病院窓口にご提示下さい。

《 減 額 内 容 》

適用区分	入院及び世帯ごとの限度額	多数該当	入院時の食事代(1食あたり)
住民税課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費－ 842,000円)×1%	140,100円	460円
住民税課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費－ 558,000円)×1%	93,000円	460円
住民税課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費－ 267,000円)×1%	44,400円	460円
一般	57,600円	44,400円	460円
低所得Ⅱ	24,600円	－	210円※
低所得Ⅰ	15,000円	－	100円

低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ…ア.住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得(年金の所得控除額を 80 万円とし
て計算)が 0 円の方

イ.住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※低所得Ⅱの方で、認定月以降 12ヶ月以内に入院日数が 91 日以上になった場合は、再度申
請すると食事代が 210 円から 160 円に減額されます。

手続きに必要なもの:保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

詳しくは、お住まいの市区町村役場・各総合出張所までお問い合わせ下さい。